

美座小学校 いじめ再発防止行動計画 令和8年 1月 改訂

基本方針				取組				実施期間															
柱	方向性	取組内容	目指す姿	具体的行動				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	中期	長期		
1 子どもSOSに気づく力を高めます	子どもたちがSOSを出しやすい環境を作ります	小学校での教科担任制を積極的に推進します	子どもたちの違和感や気づきを共有し、組織的に対応できる職員体制	より多くの教職員が子どもに関わることができるよう、教科担任制や交換授業を実施します。																検証	継続	継続	
		相談することの大切さを子どもたちに伝える出前授業を行います	困っていることを相談できる子ども	SCやSSWに相談できることを伝えていく。(年間を通して、随時)																	継続	継続	
	子どもを深く理解する力を育てます	いじめ事案から学ぶ研修会を実施します	研修会の学びを活かして、深く子どもを理解する教職員	生徒指導、発達や心理の専門家を招聘し、職員研修を実施する									実施								継続	継続	
		子どもに共感し、対等な関係を築く資質を養います	専門的な視野を持って子どもの特性を理解し、子どもと丁寧に向き合	SCによるカウンセリングマインド研修を実施します																	継続	継続	
		発達特性への理解と適切な支援を強化します	定期的、特別に配慮のいる児童についての情報共有を実施します	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会		継続	継続	
	いじめを早期発見し、速やかに適切な対応をします	いじめの定義の確認と周知を徹底します	いじめの定義を理解し、子ども、保護者、地域に啓発する教職員	各学期に1回程度いじめについて全校集会等で話をするとともに、地域の会でも説明します。	○始業式、終業式、全校朝会、児童集会、保護者の集まる会、地域の会、学年集会、学級会 ○講話(校長、生徒指導担当、学級担任)、学校通信、学年通信											継続	継続						
		いじめ防止月間を設けます	主体的にいじめ防止活動に取り組む子ども	児童会を中心に、いじめ防止の取り組み内容を検討し、いじめ防止活動を実施します。										児童会による計画立案		実施					継続	継続	
		いじめをテーマにしたアンケートを行います	いじめの有無や意識を調査し、いじめの未然防止、早期発見解決を図る教職員	1学期は「こころとからだのアンケート」と面談、2・3学期はいじめに特化したアンケートと面談を実施します											いじめアンケート面談					いじめアンケート面談		継続	継続
		いじめ防止委員会を設置し、情報を共有し、チームでいじめ防止に取り組めます	全教職員で情報を共有し、チームでいじめ防止に取り組む学校	いじめ防止委員会で情報を共有し、具体的な対応を協議します 校内いじめ防止委員会を月1回の定例実施と事案検討として適宜実施します	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会		継続	継続
		いじめに関する情報について、保護者との連絡を迅速に行い、情報を共有します	保護者と連携し未然防止、早期発見、解決に向けた実効性のある取り組みを目指す学校	いじめ防止委員会で、事実関係を把握し、対応方針の共通理解を図ります(迅速に、且つ、ていねいに)	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会	いじめ防止委員会		継続	継続

